

防火・防災管理新規講習のご案内

頁5第章 (A)

町田消防署

防火管理者又は防災管理者として業務を行うために必要な講習を、次のとおり実施します。

※甲種防火管理新規講習修了者は受講することはできません。

- 講習日時
平成30年6月20日(水)及び平成30年6月21日(木)
2日間とも、午前9時00分から午後5時00分まで(受付開始8時40分)
- 講習会場
㈱町田まちづくり公社 ぽぽぽ町田地下1階会議室(会場案内図は裏面のとおりに)
東京都町田市原町田4-10-20
- 講習定員
70名
- 受講申請等
 - 申請先

申請先	所在地	電話番号
町田消防署予防課防火管理係	町田市本町田 2380-3	042-794-0119
町田消防署忠生出張所	町田市忠生 3-6-1	042-792-0119
町田消防署南出張所	町田市金森 4-5-2	042-795-0119
町田消防署鶴川出張所	町田市鶴川 3-2-4	042-735-0119
町田消防署西町田出張所	町田市相原町 45-3	042-770-0119
町田消防署成瀬出張所	町田市成瀬 8-9-20	042-720-0119

- 申請日時
月曜日～金曜日 午前9時00分～午後4時30分(祝休日を除く。)
締切日は平成30年6月19日(火)午後3時00分です。
なお、定員になり次第締め切ります。
- 申請方法
受講を希望される方は、「防火・防災管理講習受講申請書」に必要事項を記入し、持参してください。「防火・防災管理講習受講申請書」は、消防署に準備してあります。
また、東京消防庁ホームページ(<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/>)から申請書をダウンロードできます。

5 講習受講日に持参するもの

- 受講票
- 教材費 5,000円(講習で使用する教材は、当日会場で販売します。)
- 身分証明書

修了証交付時に、証明書等により本人確認を行いますので、次のア又はイのいずれかを必ず持参してください。

なお、受講申請後に氏名等が変更された場合は、新旧の氏名等が判る身分証明書が必要となります。

ア 次のいずれかの写真付き証明書

- 運転免許証 ○運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)
- パスポート ○個人番号カード ○写真付き住民基本台帳カード
- 在留カード ○特別永住者証明書

イ 写真が付されていない証明書(健康保険証)

健康保険証を証明書として持参する場合は、あわせて氏名等が記載されている公の機関等が発行した写真付きの資格証明書(注)が必要となります。

(注) 危険物取扱者免状、消防設備士免状、会社等の顔写真付の身分証明書等)

(4) 筆記具

鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

6 効果測定

講習のすべての科目終了後、講習の理解度を確認するための効果測定を行います。

7 講習科目の一部免除

自衛消防業務講習、防火対象物点検資格者講習及び防災管理点検資格者講習のいずれか又は全部を修了している方は、講習科目の一部免除を申請することにより、講習科目の一部が免除となります。申請手続き要領は次の通りです。

- (1) 受講申請時に、資格を証明する免状、修了証を必ず提示してください。
- (2) 講習当日に、一部免除申請はできません。
- (3) 講習科目の一部免除を申請された方は、開始予定の10分前までに受付にお越しください。
- (4) 受付で受講票を提出後、係員の案内で講習会場にお入りください。
- (5) 効果測定の問題は、免除された科目からも出題されます。

8 講習受講時の留意事項等

- (1) 原則として遅刻した場合は受講できません。早退した場合も講習修了とは認められません。
- (2) 講習会場は座席指定となります。受付時に座席番号を確認してください。
- (3) 講義中の携帯電話やパソコン等電子機器の使用は認められません。
- (4) 講義中、テキスト以外の本や雑誌を読むことは認められません。
- (5) 講義中の居眠り等、迷惑行為を行う方は、講習修了と認められない場合があります。
- (6) 講習会場には、駐車場及び駐輪場がありません。電車やバス等の公共交通機関を利用してご来場ください。

9 その他

- (1) 都合により講習を欠席される方は、受講申請書の提出先(本郷消防署もしくは消防出張所)に連絡してください。
- (2) 異常気象等により、講習日時変更等緊急のお知らせがある場合は、東京消防庁ホームページに掲載されます。詳細は下記にお問合せください。

問合せ先

町田消防署 予防課防火管理係
電話 042-794-0119

会場案内図



最寄り駅：小田急線町田駅・JR 線町田駅から徒歩5分